

答 申 第 1 0 2 号  
( 諮 問 第 1 0 3 号 )

令和 4 年 ( 2022 年 ) 3 月 31 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 ( 2021 年 ) 2 月 19 日付け鎌総第 3030 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和2年（2020年）9月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「URリンクージと深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に関し、下記に公開請求する。「公開請求の内容」各年度毎の業務委託をした理由、内容が検証できる全ての文書（令和2年9月10日第21号は不要）」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）9月28日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）9月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「URリンクージと深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に関し、下記に公開請求する。「公開請求の内容」各年度毎の業務委託をした理由、内容が検証できる全ての文書（令和2年9月10日第21号は不要）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、別表に掲げる文書を対象文書として特定し、令和2年（2020年）9月28日付け鎌倉市指令深地第25号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）10月19日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）10月19日付けで提出した審査請求書、同年11月20日付けで提出した反論書及び同年12月23

日付けで提出した再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 全ての年度の深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に係る文書を公開請求したのにも関わらず、「平成 26 年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その 2）委託料」（以下「（その 2）委託料」という。）が公開されていないのは不当である。

イ 公開された、平成 30 年度以降の契約書について、鎌倉市土木設計業務委託契約約款（以下「約款」という。）が添付されていないことから、公開すべきである。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和 2 年（2020 年）11 月 6 日付けで提出された弁明書、同年 12 月 14 日付けで提出された再弁明書及び令和 3 年（2021 年）10 月 1 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件請求を受ける際、「委託を受けた UR リンケージ社の社員が深沢地域整備課に派遣・常駐している理由が検証できる文書」が公開請求の趣旨であることを審査請求人に確認している。そのため、（その 2）委託料の文書は、請求人から聴き取った請求趣旨には合致しないことから、本件処分の対象とはしなかった。

(2) 平成 30 年度以降の契約書には約款を契約書本体と物理的に一体として製本していない。本件請求対象文書は契約書本体と物理的に一体として製本されているものであり、物理的に一体として製本されていない約款等については公開を求めないと、審査請求人に確認している。そのため、約款は審査請求人から聴き取った請求趣旨には合致しないことから、公開しなかったものであり、本件一部公開決定は妥当である。

### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、URリンクージと深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に関し各年度毎の業務委託をした理由、内容が検証できる全ての文書（令和2年9月10日第21号を除く）である。

実施機関は、本件処分において条例第6条第2号に該当するとして一部公開決定を行っているが、一部公開された文書に係る同号の該当性及び非公開の範囲については、審査請求人はこれを争わない。そこで当審査会は、本件請求時における該当文書の特定についてのみ検討する。

- (2) 文書の特定について

ア 当審査会において、審査請求人が提出した審査請求書等から審査請求を行った趣旨を確認したところ、審査請求人は、全ての年度の深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に係る文書を公開請求したものであるから、（その2）委託料及び平成30年度以降の約款が公開されていないのは不当であると主張している。

イ （その2）委託料について、実施機関は、本件請求の公開請求書に記載された内容及び本件請求時の審査請求人への聴き取りから、審査請求人の請求の趣旨が、委託を受けたURリンクージ社の社員が深沢地域整備課に派遣・常駐している理由が検証できる文書の公開を求めるものであると判断して対象文書を特定し、深沢地域整備課への派遣・常駐に関係しない（その2）委託料を対象文書に含めなかったとする。

当審査会が職権により調査したところ、本件処分に係る決裁資料において、上記説明と同様の対象文書の特定に至る経緯が記載されていた。

ウ 次に、平成30年度以降の約款について、実施機関は、審査請求人への聴き取りにおいて、物理的に一体として製本されていない約款等については公開を求めないことを確認したことから、物理的に一体として製本されていない平成30年度以降の約款を対象文書に含めなかったとする。

上記のやり取りや補正等の記録は確認できなかったが、実施機関によれば、審査請求人は、他に類似する請求を複数行っており、同内容の文書が重複して公開されることを避けるため、物理的に一体として製本されていない約款については、これを対象文書に含めなかった旨を主張する。

エ しかしながら、委託料について、審査請求人は弁明書等において実施機関の説明するような限定を付すものではない旨を主張している。また、約款についても、審査請求人は、これを対象文書に含めるべきことを主張している。さらに、前記決裁資料には、審査請求人が請求の趣旨を鎌倉市指令深地第21号における請求と同様に、委託を受けたURリンケージ社の社員が深沢地域整備課に派遣・常駐している理由が検証できる文書に限ると述べていた旨の記載や、約款についてのやり取り等に関する記載はなかった。したがって、本件請求の趣旨について、実施機関が弁明書等において説明するような限定を審査請求人が付していたことが明らかであるとはいえない。

そうすると、実施機関が、審査請求人との間で請求対象文書の特定のために十分な聴き取りや補正を行ったものとはいえず、このことは不当といわざるを得ない。

したがって、審査請求人に対し、公開請求する行政文書について聴き取り、又は補正を求めた上で、改めて公開決定等をすべきであることから、本件処分は取り消すべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

当審査会の判断は上記のとおりであるが、行政文書の特定に関し、以下のとおり付言する。

条例第5条第2項は「実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（略）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定する。

また、鎌倉市行政手続条例第6条は「市長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合し

ない申請については、速やかに、申請をした者（略）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定する。

公開請求の内容について、請求の趣旨が必ずしも明確ではない場合等においては、聴き取り等を行うことで開示請求者の意思を確認し、そこで得られた請求の趣旨に基づき行政文書の特定を行うことが望ましい。その際には、こうした聴き取り内容を記録することはもとより、請求内容の補正を求める際にもその経緯を事後的に確認できるような手続を整備すべきである。

国においては、内部規則等により、公開請求書に形式上の不備がある場合、窓口等において、相当の期間を定めて補正を求め、また行政文書の特定が不十分な開示請求がなされた場合、公開請求者に対して、行政文書の特定に資する情報の提供を積極的に行うものとし、その際に、形式上の不備が補正されない場合には非公開決定を行う旨を示すものとしている。さらに、こうした補正については、求補正書等を用いて行い、行政文書の特定に係るやり取りの経緯を記録しているようである。

こうした記録の作成は、本件のように、行政文書の特定に関し、審査請求人と実施機関との間に見解の相違がみられる場合に、特に必要となるであろう。

なお、このことは、補正を拒否された場合に、行政文書を特定することができなかつたとして、一律に公開請求を拒否すべきことをいうものではない。重要なのは、公開請求者の意思を適宜確認することであって、補正を拒否されたとしても、聴き取り等から得られた請求の趣旨を踏まえ、できる限り行政文書の特定に努めるべきであり、かつ、その経緯について記録を作成すべきである。

条例が、公開請求者に対し、公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、公開請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解される。それは、情報の公開により、「市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進すること」（条例第1条）に資するものである。

今後とも、条例の趣旨に沿った運用がなされることを望むものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

### 別表

- 1 平成 25 年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務委託契約書（含平成 25 年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務委託仕様書及び鎌倉市土木設計業務委託契約約款）
- 2 平成 27 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務委託契約書（含平成 27 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務委託仕様書及び鎌倉市土木設計業務委託契約約款）
- 3 平成 28 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務委託契約書（含平成 28 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務委託仕様書及び鎌倉市土木設計業務委託契約約款）
- 4 平成 29 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務委託契約書（含平成 29 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務委託仕様書及び鎌倉市土木設計業務委託契約約款）
- 5 平成 30 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務（その 1）委託契約書（含平成 30 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務（その 1）委託仕様書）
- 6 平成 30 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務（その 2）委託契約書（含平成 30 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務（その 2）委託仕様書）
- 7 平成 31 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務委託契約書（含平成 31 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務委託仕様書）
- 8 令和 2 年度 深沢地区土地区画整理事業支援業務委託契約書（含令和 2 年度深沢地区土地区画整理事業支援業務委託仕様書）

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 9 / 14	行政文書公開請求書が提出される
9 / 28	行政文書一部公開決定通知書送付
10 / 19	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
11 / 6	処分庁が審査庁に弁明書を提出
11 / 20	審査請求人が審査庁に反論書を提出
12 / 14	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
12 / 23	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
3 / 2 / 19	審査会に諮問
10 / 1	第128回審査会で審議
11 / 5	第129回審査会で審議
12 / 3	第130回審査会で審議
4 / 1 / 21	第131回審査会で審議
2 / 18	第132回審査会で審議
3 / 31	答申（答申第102号）